⑺　当該工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理（又は主任）技術者及び現場代理人とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。
⑻　手続における交渉の有無　無。
⑼　契約書作成の要否　要。
⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑾　技術提案書のヒアリングは、必要に応じて行う。
⑿　技術提案の採否等　技術提案の採否並びに評価については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。
⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒁　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
　当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常ＪＶである場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部契約課（〒540―8586　大阪府大阪市中央区大手前１―５―44大阪合同庁舎第１号館８階　電話06―6942―1141㈹）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
⒂　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toyohito Ikeda Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Superstructure of the Kuzuryu River bridge in Ono Aburasaka road
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 30 November 2017
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 20 February 2018 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 20 February 2018 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 20 February 2018)
⑹　Contact point for tender documentation : Yosie Yamasaki the first subsection chief the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 15―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 29 年 10 月 31 日
支出負担行為担当官
四国地方整備局長　平井　秀輝
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
1　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　事業名　東石井・天山地区電線共同溝ＰＦＩ事業
⑶　対象施設　電線共同溝（道路法第２条第２項の７に定める電線共同溝（道路の附属物））、道路（車道、歩道、植樹桝等）、道路附属物等（道路照明、道路信号、道路標識等）
⑷　事業場所
①　所在地　愛媛県松山市東石井２丁目～小坂５丁目交差点の既存電線共同溝との接続箇所
②　事業対象　一般国道33号
・東石井地区　東石井２丁目～天山３丁目
・天山地区　天山３丁目～小坂５丁目
③　延長
・東石井地区　約1.4㎞
・天山地区　約1.7㎞
⑸　事業内容　東石井・天山地区電線共同溝ＰＦＩ事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条の規定に基づき、特定事業として選定された事業として、選定事業者が設立した特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）又は選定事業者（以下「事業者」という。）が、ＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式）により、電線共同溝等の建設、維持管理を行うものである。次に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、要求水準書を参照すること。
①　設計業務
②　工事業務
③　維持管理業務
⑹　事業期間　事業契約締結日から平成44年３月31日まで。
2　競争参加資格
⑴　基本的要件
①　応募者は、１⑸に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。
②　応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする（以降、代表企業には応募企業を含む。）。また、構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業という。
③　応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのＳＰＣを会社法に基づく株式会社として設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合は、この限りではない。一定の要件とは、次のアとイの要件を全て満たす場合をいう。
ア　直近期が債務超過でないこと。
イ　経常収支が３期連続で赤字でないこと。
④　ＳＰＣを設立する場合、代表企業及び構成企業はＳＰＣに出資すること。なお、ＳＰＣへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。
ア　代表企業及び構成企業は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。
イ　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。
ウ　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、四国地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
⑤　代表企業及び構成企業以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、参加表明書の提出時に協力企業として明記すること。
⑥　応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。
⑦　代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、提案書の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、四国地方整備局と協議するものとし、四国地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。